

旭川市住まい耐震化サポート補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の耐震診断、耐震改修又は除却工事（以下「耐震改修等」という。）に要する費用の一部についての補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価を行うことをいう。
 - ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）」に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断
 - イ 国土交通大臣がアの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成31年1月1日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通知）」による耐震診断
- (2) 耐震改修工事 工事施工業者が行う地震に対する安全性の向上を目的とした工事で、その内容が建築基準法の耐震関係規定若しくは地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準又はこれらに準ずるものとして公的機関による技術評価や性能証明を受けた工法で市長が認めるものに適合している工事をいう。
- (3) 除却工事 耐震診断等により、現行の建築基準法の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅（共同住宅を除く。）を除却する工事をいう。
- (4) 施行者 この要綱による補助金の交付を受けて耐震改修等を行うため、第5条又は第6条の申請をする者（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。補助の対象とする住宅の所有者が複数である場合はその代表者）をいう。
- (5) 交付予定者 施行者のうち、補助金の交付の決定に係る審査を待つ者をいう。
- (6) 専門機関 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会）規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会をいう。
- (7) 住宅 一戸建て専用住宅、長屋、共同住宅又は兼用若しくは併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が建築物全体の床面積の合計の1/2以上であるものに限る。）をい

う。

(8) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が
1, 0 0 0 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則3以上のものをいう。

(9) 対象床面積 補助金の対象となる部分の床面積をいう。

(補助の対象)

第3条 耐震診断補助金の対象とする住宅、対象者及び対象とする耐震診断は、別表1のとおりとする。

2 耐震改修工事補助金の対象とする住宅、対象者及び耐震改修工事は、別表2のとおりとする。

3 除却工事補助金の対象とする住宅、対象者及び除却工事は、別表3のとおりとする。

4 前各項に定める要件のほか、特に必要があると認めたときは補助金の対象とする要件を付すことができる。

(補助金の額の算定方法)

第4条 耐震診断補助金の対象とする耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「耐震診断費用」という。）及び補助金は、別表1のとおりとする。

2 耐震改修工事補助金の対象とする耐震改修に要する費用（耐震改修に起因して発生する付帯工事を含み、消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「耐震改修工事費用」という。）は、別表2のとおりとする。

3 除却工事補助金の対象とする除却工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「除却工事費用」という。）は、別表3のとおりとする。

4 前各項の補助金の対象とする住宅に補助を受けようとする所有者が複数いる場合は、第3条第1項から第3項までの対象者の要件に該当しないものが所有する部分の床面積の割合を減じて算定する。

(補助金の交付申請)

第5条 耐震診断補助金の交付申請は、別表1に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）により行う。

2 耐震改修工事補助金の交付申請は、別表2に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）により行う。

3 除却工事補助金の交付申請は、別表3に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）により行う。

4 申請の受付期間は、別に定める。

5 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えなかったときは、補助金の申請者を全員交付予定者とする。

6 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えたときは、抽選により交付予定者を決定する。

7 前項の抽選により、交付予定者にならなかった者のうち、抽選上位の者から順位を付け、募集予定額に満たなかったときは、その順位により繰り上げて交付予定者とすることができる。

(追加募集期間の補助金の交付申請)

第6条 第5条第5項の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えなかったときは、受付期間を延長して申請を受け付ける場合がある。なお、延長する期間は別に定める。(以下「追加募集期間」という。)

2 前条第1項から第3項までの規定は、前項の追加募集期間の補助金の交付申請の場合について準用する。

3 第1項の追加募集期間に申請があったときは、受付順に交付予定者を決定する。

(交付決定)

第7条 第5条又は前条の規定により決定した交付予定者から提出された第5条第1項から第3項までの規定により提出された書類又は前条第2項で準用する第5条第1項から第3項までの規定により提出された書類の審査の結果、第3条の要件を満たしたもので事業が適切であると認めるときは、第4条において算定した交付額により補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により施行者に通知する。

2 前条の追加募集期間内の申請に対しては、受付順に補助金の交付を決定する。

3 第5条第1項から第3項までの書類の審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により施行者に通知する。

4 第1項又は第2項の決定をする場合において建築基準法に照らして必要があると認めたときは、補助金の交付について条件を付すことができる。また、交付決定後に行う申請等の提出期限については別に定める。

(着手の届出)

第8条 第5条又は第6条の申請に係る耐震改修等は、前条第1項の通知の後、速やかにその契約を締結し、耐震改修等に着手する。なお、耐震改修等の着手の届出については交付決定日から30日以内に別表1、別表2又は別表3に掲げる書類を添えて着手届出書(様式第4号)を

届出する。

(変更の申請又は取りやめの届出)

第9条 第7条の補助金の交付決定の後における耐震改修等の内容又は申請額の変更は、次の各号に掲げる書類を添えて、第7条第4項による期限までに変更申請書(様式第5号)により申請する。

- (1) 耐震改修等費用が変更になる場合は、耐震改修等費用の見積書
- (2) 耐震改修等の内容又は申請額の変更を確認できる書類
- (3) 耐震改修工事の内容に変更があり、かつ、補助の対象とする住宅が共同住宅の場合は、内容変更後の耐震改修評定書の写し

2 第7条の補助金の交付決定後における耐震改修等の取りやめは、取りやめ届(様式第6号)により第7条第4項による期限までに届出する。

(変更又は取りやめの決定)

第10条 第7条第1項及び第3項は、前条第1項の変更申請の場合について準用する。この場合において、「補助金交付決定通知書(様式第2号)」とあるのは、「変更決定通知書(様式第7号)」と読み替え、従前の交付決定を取り消す。

2 前条第2項の耐震改修等の取りやめの届出があったときは、従前の交付決定を取り消し、補助金等不交付決定通知書(様式第3号)により施行者に通知する。

3 第1項において変更を認めないときは、その旨を書面により施行者に通知する。

(専門機関による判定)

第11条 耐震診断補助金の対象とする住宅が共同住宅(木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く。)である場合は、施行者が、専門機関による耐震診断の判定を受け、耐震診断判定書の交付を受ける。

(完了報告)

第12条 耐震診断の完了報告は、別表1に掲げる書類を添えて完了実績報告書(様式第8号)により報告する。

2 耐震改修工事の完了報告は、別表2に掲げる書類を添えて完了実績報告書(様式第8号)により報告する。

3 除却工事の完了報告は、別表3に掲げる書類を添えて完了実績報告書(様式第8号)により報告する。

4 前各項の完了報告は、第7条第4項による期限までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 前条による完了報告があったときは、当該報告書の内容を審査及び必要に応じて実地検査等を行う。

2 前項の審査等の結果、事業が適切に完了していないと認めるときは、施行者に対し必要な是正の措置を講ずるよう指導をする。

3 第1項の実地検査等において、事業が適切に完了したと認めるとき又は前項の是正の措置を確認したときは、第4条に照らして交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第10号)により速やかに施行者に通知する。

(補助金の請求)

第14条 前条第3項の通知後、補助金の請求は、市長が指定する日までに施行者が請求書(様式第11号)の提出をもって行う。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 施行者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、取消しに係る部分に関し期限を定めてその返還を命ずる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条による財産の処分の制限に該当したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(理由の提示)

第16条 第13条第2項の指導をするとき又は前条により交付決定の全部若しくは一部を取り消すとき又は補助金の返還を命ずるときは、施行者に対してその理由を書面により通知する。

(調査への協力)

第17条 この要綱による補助事業を適正に執行するに当たり必要な調査等を行うときは、施行者に協力を求めるものとし、その協力が得られないときは、第15条により補助金の交付決定を取り消すことがある。

(その他)

第18条 第5条第1項から第3項まで、第8条、第9条第1項及び第12条第1項から第3項までの手続において、当該事務処理に必要な場合は、書類の添付を求めることができる。

2 第5条第1項から第3項まで、第8条、第9条第1項及び第12条第1項から第3項まで

の手續において、特に必要な理由があると認める場合は、その申請書又は報告書に添える書類の代替となる書類の添付を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。